

[事案 16-5] 高度障害保険金支払・保険料払込免除請求

- ・平成 16 年 5 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 7 月 1 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

腰部脊柱管狭窄症があり介護保険法にいう常時介護に相当するので、高度障害保険金を支払うこと。または保険料払込免除を認めること。

< 保険会社側の主張 >

高度障害保険金の請求となっているが、そもそも支払基準を満たしておらず支払事由に該当していない。争点は障害給付金の支払可否の問題と認識しており、災害性の認定の問題と考える。災害性の認定に伴う証拠収集などの点において訴訟での解決が相応と考える。なお、訴訟に先立ち、調停の場において解決する努力を図りたいと考える。（以上裁定不承認届の概要）

< 裁定の概要 >

上記のとおり保険会社から「裁定不承認届」が裁定審査会あてに届出があった。

本件は会社側と申立人との間で相当のやり取りがなされており検討した結果、裁定審査会は保険会社が裁判により解決を図ることについて相当の理由があると認め、申立人宛てに「保険会社は、調停・訴訟により解決を図ることを明確にしていることから、裁定審査会は裁定を開始しない」旨通知を行った。

その後、当該保険会社は 9 月簡易裁判所に対し債務不存在確認請求調停申立を行ったが、調停不調で終結したとの報告が保険会社からあった。